

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年5月26日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 9分 散会

付託事件

- (1) 令和4年陳情第2号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

- ① 令和4年陳情第2号 「水戸デマンド型乗合タクシー」の実現を求める陳情

(2) 報告事項

(第2回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市市税に関することについて (市民税課・資産税課)
- ② 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関することについて (資産税課)

2 出席委員（6名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

秘書課長	篠原芳之君	政策企画課長	宮川孝光君
交通政策課長	川上悟君	デジタル イノベーション 課長	北條佳孝君
みとの魅力 発信課長	出沼大君		
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼 行政経営課長	熊田泰瑞君
総務法制課長	上垣外泰之君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君

税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木 信也 君	財政課長	佐藤 直明 君
契約検査課長	鈴木 和男 君	資産税課長	浅野 一志 君
収税課長	高安 正紀 君		
市民協働部 副部長	小嶋 いつみ 君	市民協働部 技監	太田 達彦 君
市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石 嘉亮 君	市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須藤 文彦 君
市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏 直樹 君	市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山 和夫 君
市民協働部 参事兼 男女平等参画 課長	石塚 美也 君	防災・危機 管理課長	小林 良導 君
生活安全課長	村沢 晶弘 君	文化交流課長	沼田 誠 君
生活環境部長	佐藤 則行 君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒澤 純一郎 君
環境保全課長	坪井 正幸 君	ごみ減量課長	栗原 千尋 君
廃棄物対策 課長	荻沼 学 君	清掃事務所長	武田 和馬 君
会計管理者兼 会計課長	小田木 義弘 君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡 淳一 君		
監査委員 事務局長	和田 隆 君	監査委員 事務局次長	永井 誠一 君
議会事務局長	天野 純一 君	総務課長	加藤 清文 君
議事課長	大嶋 実 君		

6 事務局職員出席者

議事係長	武井 俊夫 君	書記	島田 祐輔 君
------	---------	----	---------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、小田木市長公室長、川上市民協働部長が、忌引のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され継続審査となっております、令和4年陳情第2号 「水戸デマンド型乗合タクシー」の実現を求める陳情を議題といたします。

それでは、本陳情について、御意見等ございましたら、発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 令和4年2月に出され、前回は私申し上げましたが、本陳情に賛成したいと、採択を求めたいと思っております。

県内のいろんな自治体を見ましても、ひたちなか市では1回1000円のスマイルあおぞらバスとか、城里町でも1回300円のデマンドふれあいタクシー、それから茨城町でも始まったということで、県内44自治体のうち水戸市以外が、全自治体のその区域を移動できる公共交通、何らかの公共交通施策をやっております。水戸市では、国田をはじめとする周辺部で1,000円タクシーをやっているわけですが、行き先ですとか、全市域が対象ではないといった課題もありますので、私としては、ぜひ、交通弱者、高齢者中心に増えておりますので、もちろん既存バス路線の継続、拡充も支援が必要なんですけれども、タクシー券の補助ですとか、あるいはこの陳情にあるような乗り合いタクシーですとか、実施をしていただきたいという陳情の趣旨については賛成したいと思いますので、採択を求めたいと思います。

以上で、意見を終わります。

○高倉委員長 ほかにございますか。

大津委員。

○大津委員 私のほうは、継続審査にさせていただければと思います。と申しますのは、この趣旨は分かりませんが、金額的な問題であったり、範囲的な問題であったり、様々、いろいろ検討する内容はあるのかなと思っております。そういった内容を煮詰めながら、ひいては現在の状況等も踏まえながら、判断をしていくべきだと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○高倉委員長 それでは、本陳情につきましては、引き続き、継続審査にいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

なお、本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして閉会中継続審査の申出を行うこととなりますので、御了承願います。

以上で、陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項2件につきましては、いずれも第2回定例会に提出が予定されております案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承を願います。

初めに、(1)の水戸市市税に関することについて、執行部から説明を願います。

佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 それでは、水戸市市税に関することについて、財務部市民税課及び資産税課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、水戸市市税条例の一部を改正するため、関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容でございますが、(1)の個人市民税に関する改正につきましては2点ございます。

1点目のアにつきましては、所得税の住宅ローン控除の見直しに伴い、その適用期限を令和7年末まで4年間延長するものです。

2点目のイにつきましては、所得税と個人市民税でそれぞれ異なる課税方式を選択できる上場株式等の配当所得等につきまして、所得税で選択した課税方式と一致させることとなったため、規定を整備するものです。

(2)の固定資産税等に関する改正では、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に係る見直しにより特例措置の新設及び変更があったため、規定を整備するものです。

アの新設された特例措置につきましては、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置で、関係法に規定された貯留機能保全区域の指定を受けた土地が対象となり、課税標準に乗ずる割合を3分の2と定め、3分の1を軽減するものでございます。適用条件といたしましては、令和4年4月から令和7年3月末までに指定を受けた土地で、指定を受けた日以降の課税年度から3年度が特例措置の期間となります。

イの特例措置の変更につきましては、公共下水道の利用者が下水道法に基づき設置する下水道除害施設に係る課税標準の特例措置につきまして、令和4年4月以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等におきまして、当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該工場等に設置する除害施設を対象といたしまして、これまでの3分の1の軽減から10分の3の軽減とするものでございます。

3の施行期日は、公布の日となります。

ただし、以下につきましては、それぞれで定める日といたします。

(1)個人市民税の住宅ローン控除の見直しに係る改正規定につきましては、令和5年1月1日、(2)個人市民税の上場株式等の配当所得等における課税方式の見直しに係る改正規定につきましては、令和6年1月1日とするものです。

資料の3ページ以降に新旧対照表及び関係法令の参照条文を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(2)の水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関することについて、執行部から説明を願います。

浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関することについて、お手元の財務部資産税課提出の資料により御説明させていただきます。

1の改正理由につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正し、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容といたしましては、地方における企業拠点の強化を促進するため、本社機能の移転等をした場合に固定資産税を免除する特例措置の対象要件となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、当該企業が認定を受ける期限を2年間延長して令和6年3月31日までとするとともに、認定から事業の用に供するまでの期限を2年から3年に延長するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

資料の3ページ以降に新旧対照表及び関係法令の参照条文を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、第2回定例会提出予定案件についての説明は終了しました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 なければ、この件について終わります。

次に、当委員会の行政視察についてであります。

今年度につきましては、今後の状況を見ながら他市への行政視察を実施してまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

今後、日程を調整の上、視察都市の選定をしてまいります。

なお、視察都市及び視察事項等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時 9分 散会